

戦略的環境アセスメント総合研究会の報告書取りまとめに対する環境NGO緊急コメント

私たちは、去る2月26日「戦略的環境アセスメントの法制化に向けたNGO共同声明」を提出した。現行アセス法の対象事業はもとより、環境影響が著しい事業の上位計画も対象とし、第三者機関の審査を盛り込み、経済産業省等が関係する事業を外すことのない「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」を求めた。しかしながら、昨日3月27日、戦略的環境アセスメント（SEA）総合研究会（環境省設置）において取りまとめられた「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」を含む報告書は、重要な点で私たちの要望とは異なるものとなっており、大きな問題を残したといえる。

この問題に関心を持って取り組んできた私たち環境NGOは、今回の研究会の取りまとめに関し、以下の様に考える。

1. 「発電所はずし」は極めて遺憾であり、これにより各省庁の個別指針の骨抜きが危惧される

今回、同研究会報告書に、「発電所については、結論が得られなかったので、これを踏まえた取り扱いが必要である」として、発電所を実質的にSEAの対象外とすることを意味する文章が記され、「経済産業省に個別指針の作成を求めない」旨の環境省総合環境政策局長の発言があったことは、大きな問題であり、極めて遺憾である。

研究会において、大多数の委員が発電所に触れた上記の文章を削除せよと発言したにもかかわらず、その文章が残されるという、研究会におけるこれまでの議論とは異なる内容となってしまったことは、大きな問題である。このように、専門家の議論よりも省庁間協議により特定の事業だけ例外としたことが、今後の各省庁の個別指針づくりに波及し、骨抜きになることを危惧する。

報道によれば、「発電所はずし」は、電力会社・経済産業省・一部国会議員の反対と圧力によるものという。環境基本計画にも記述しているにも関わらず、国際的な流れに逆行し、日本の環境政策を停滞させる動きは強く批判されなければならない。

2. 法制度化に向けた一歩前進として評価し、具体的な制度化に着手すべきである

政府の共通的なガイドラインとして「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」が取りまとめられたことは、一歩前進として評価する。各省はこのガイドラインの趣旨に基づいた個別指針の策定を、環境省とも連携のうえ、早急に進めるべきである。

また、SEAに関して、日本は欧米・韓国など諸外国に遅れを取っており、ガイドラインにとどまらず、早急に法制度化を行うべきである。また、今回のガイドラインで対象とならなかった上位計画や政策の策定を含めたSEAの検討も、早急に着手すべきである。

以上

<本コメントの発信元及び連絡先>（順不同）

WWF ジャパン（担当：自然保護室次長・草刈秀紀 TEL：03-3769-1772）

日本自然保護協会（担当：保護研究部・大野正人 TEL：03-3553-4103）

FoE Japan（担当：岡崎時春 TEL：03-6907-7217）

オーフス・ネット（担当：事務局長・中下裕子 TEL：03-3432-1475）

気候ネットワーク（担当：東京事務所・畑直之 TEL：03-3263-9210）